

旭区役所感染症対応等業務用自動車運行管理要綱

(目的)

第1条 本要綱は、安全かつ確実な感染症対応体制等の業務執行を確保するため、区役所に感染症対応等業務用自動車（以下「車両」という。）を配備し、当該車両の安全かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要綱において「運転専任職員」とは、車両の運転業務を行うため区役所に人事配置された職員をいう。

2 本要綱において「運転従事者」とは、第4条第3項により運転従事者・運転管理者等名簿（様式1）に登録された者をいい、運転専任職員を含む。

(車両の用途)

第3条 車両は、原則として次の業務において運用するものとする。

- (1) 感染症対応（疫学調査、関係機関との連絡調整、現地対応等）に係る業務
- (2) 感染症対応に必要な職員、検体、資器材、物品等の搬送業務
- (3) その他、区長が区役所業務上必要と認める業務

(運行管理体制)

第4条 車両の安全かつ円滑な整備・運行管理を行い、感染症対応等業務の安全かつ円滑な業務執行を確保するために、区役所に運転管理者を置き、保健子育て課長がその任にあたるものとする。

2 副運転管理者を置き、保健子育て課長代理がその任にあたるものとする。

3 車両の運転を行うために、運転専任職員のほか、運転従事者を置き、保健子育て課の職員の中から、運転免許証を所持する者を運転管理者が運転従事者として登録し、その任にあたるものとする。

4 運転管理者は、運転従事者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該運転従事者の登録を取り消すものとする。

- (1) 運転免許証が失効、停止又は、取り消されたとき。
- (2) 心身の故障、疾病その他の事由により、安全に運転することができないとき。
- (3) 事故又は著しい交通違反その他の事由により、運転従事者として不適当であるとき。
- (4) 異動、休職、長期不在その他の事由により、運転従事者として指定する必要性がなくなったとき。
- (5) その他、運転管理者が取り消しの必要があると認めるとき。

(運転管理者の業務)

第5条 運転管理者は、次の業務を行う。

- (1) 運転従事者の登録及び取消に関すること。
- (2) 運転従事者の運転資格調査に関すること。
- (3) 運転従事者の運転従事前における、運転免許証の携行・有効期限、酒気帯びの有無及び健康状態の確認に関すること。

- (4) 車両の点検に関すること。
 - (5) 車両の運行管理（鍵及び備品の管理を含む）に関すること。
 - (6) 運転従事者の安全運転指導に関すること。
 - (7) 運転従事者の交通事故処理に関すること。
 - (8) 運行記録その他運行管理に必要な記録の管理に関すること。
 - (9) その他必要な業務に関すること。
- 2 運転管理者は、前項第1号及び第2号の業務を行うにあたり、「運転従事者・運転管理者等名簿」（様式1）及び「運転従事者名簿」（様式2）を作成し、それを管理しなければならない。
- 3 運転管理者は、第1項第3号の業務を行うにあたり、運行管理簿（様式3）を作成し、それを管理しなければならない。
- 4 運転管理者は、第1項第4号及び第5号並びに第8号の業務を行うにあたり、日誌（様式4）及び月報（様式5）を作成し、それを管理しなければならない。

（副運転管理者の業務）

第6条 副運転管理者は、運転管理者を補佐し、運転管理者が不在時等に前条の業務を行う。

（車両の点検等）

- 第7条 運転従事者は、運転従事前には車両の日常点検整備を実施し、異常がないことを確認しなければならない。
- 2 運転従事者は、車両に故障その他の異常を認めたときは、直ちに運転を中止し、運転管理者へ報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 運転管理者は、車両の日常点検整備及び定期点検整備の実施状況を把握し、管理しなければならない。

（運転従事者の業務）

第8条 運転従事者は、次の業務を行う。

- (1) 車両の安全な運行に関すること。
- (2) 運転従事前における車両の日常点検整備の実施に関すること。
- (3) 運行管理簿（様式3）及び日誌（様式4）の記入に関すること。
- (4) 月ごとの運行状況その他必要な事項を月報（様式5）に取りまとめ、運転管理者の確認を受けること。
- (5) その他必要な業務に関すること。

（運転従事者の責務）

- 第9条 運転従事者は、運転従事前には、運行管理簿（様式3）により運転免許証の携行・有効期限、酒気帯びの有無及び健康状態について、運転管理者の確認を受けなければならない。
- 2 運転従事者は、道路交通法その他関係法令を遵守し、常に安全運転を第一に心がけ、事故の防止に努めなければならない。
- 3 運転従事者は、万一事故等が発生した場合は、直ちに運転管理者へ報告し、適切な措置を講じなければならない。

- 4 運転従事者は、運転免許の停止又は取消の処分を受けた場合、速やかに運転管理者へ報告しなければならない。
- 5 運転従事者は、その他車両の運行管理に必要な事項を運転管理者へ報告しなければならない。

(運転従事者の届け出義務)

第 10 条 運転従事者は交通法規違反等により免許停止または免許取消の処分を受けた場合または、運転免許の失効その他、疾病、負傷、服薬等により安全運転に支障があるなど当該車両を運転できない事由が生じた場合には、速やかに運転管理者に届けなければならない。

(緊急時における適用除外)

第 11 条 緊急等やむを得ない事情により運転管理者が必要と認める場合には、運転従事者として未登録の者であっても、次の各号の全ての要件を満たす者に限り、当該車両を運転することができる。

- (1) 当該車両を運転することができる有効な普通自動車運転免許を保有し、かつ、免許停止または、免許取消の処分を受けていないこと。
- (2) 所属職員、または応援職員であること。
- (3) 運転前確認（運転免許証の携行及び有効期間の確認、飲酒の有無、健康状態等）により安全に運転できる状態であることが確認できること。
- (4) 運転管理者の指示に従い、必要な事項を運行管理簿（様式 3）に記録できること。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、適切な車両の運行、整備及び運用に係る必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 18 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日より施行する。